

平成 29 年 7 月 18 日

各 位

上場会社名 Mipox 株式会社
 代表者 代表取締役社長 渡邊 淳
 (コード番号 5381)
 問合せ先責任者 取締役執行役員 経営管理本部長 原田 尚知
 (TEL 03-6911-2300)

株式報酬としての新株式発行に関するお知らせ

当社は、平成29年7月18日開催の取締役会において、以下のとおり、株式報酬として新株式発行を行うこと（以下「本株式発行」という。）について決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 発行の概要

(1) 払 込 期 日	平成29年8月15日
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式145,600株
(3) 発行価額	1株につき412円
(4) 発行総額	59,987,200円
(5) 割当予定先	当社の取締役（社外取締役を除く）3名 145,600株
(6) そ の 他	本新株発行については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。

2. 発行の目的及び理由

当社は平成 29 年 5 月 22 日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に對し、譲渡制限付株式を割り当てる報酬制度（以下「本制度」という。）の導入を決議いたしました。

また、同年 6 月 28 日開催の第 87 期定時株主総会において、本制度に基づき、対象取締役に對して譲渡制限付株式を付与するために年額 60 百万円以内の金銭報酬債権を支給すること、譲渡制限付株式の譲渡制限期間として当社の普通株式の発行又は処分を受けた日より 1 年間から 3 年間までの間で当社の取締役会が定める期間とすること、その他本制度の概要につき、ご承認いただいております。

3. 本制度の概要

対象取締役は、本制度に基づいて当社から支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込むことにより、譲渡制限株式として、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

また、本制度に基づいて当社が譲渡制限付株式として対象取締役に発行又は処分する普通株式の総数は、年 370,000 株以内とし、その 1 株当たりの払込金額は、当該発行又は処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所 JASDAQ における当社の普通株式の終値(同日

に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として本制度に基づき割り当てられた当社の普通株式を引き受ける対象取締役特に有利な金額とならない範囲にて、取締役会において決定されます。

また、本制度に基づく当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」という。)を締結するものといたします(本割当契約の概要については、後記5参照)。

4. 本新株発行における対象者及び割当株式数

今回、当社は、対象取締役3名に対し、本制度の目的、当社の業績、各対象取締役の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、金銭報酬債権合計59,987,200円(以下「本金銭報酬債権」という。)を支給し、譲渡制限付株式として、普通株式合計145,600株(以下「本割当株式」という。)を付与することといたしました。

本新株発行においては、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役3名のそれぞれが、当社から支給された本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込むことにより、譲渡制限付株式として、本割当株式の発行を受けることとなります。

本金銭報酬債権は、対象取締役3名の今後3年間の勤務継続に対する報酬の一部として支給するものであり、本制度の導入目的である企業価値の持続的な向上を図るインセンティブの付与及び株主価値の共有を実現するため、譲渡制限期間は3年間としております。

5. 本割当契約の概要

(1) 譲渡制限

対象取締役は、本払込期日(平成29年8月15日)から平成32年8月14日までの間(以下「本譲渡制限期間」という。)、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることはできない。

(2) 譲渡制限の解除

①原則

本譲渡制限期間の経過をもって、本割当株式に係る譲渡制限は解除される。

②本譲渡制限期間満了前における正当事由による退任等の場合の取扱い

対象取締役が、本譲渡制限期間中に、任期満了又は定年、死亡その他取締役会が正当と認める事由(以下「正当事由」という。)により、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、執行役員又は使用人(以下「取締役等」という。)のいずれの地位からも退任(死亡による退任を含む。以下「退任等」という。)をした場合、本払込期日を含む月から当該対象取締役が取締役等のいずれの地位からも退任等した日を含む月までの月数を36(本譲渡制限期間の月数)で除した数に当該対象取締役が保有する本割当株式数を乗じた株式数(ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする)について、当該退任等の直後をもって、当該対象取締役が保有する本割当株式の譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

対象取締役において、前期(2)②に従って譲渡制限が解除された本割当株式がある場合、当社は、当該対象取締役の保有する本割当株式のうちその時点において譲渡制限が解除されていない株式の全部を直ちに無償で取得する。

また、対象取締役が本譲渡制限期間中に正当事由によらずに当社が取締役等のいずれの地位からも退任等をした場合などには、当社は、当該対象取締役の保有する本割当株式のうちその時点において譲渡制限が解除されていない株式の全部を直ちに無償で取得する。

(4) 株式の管理

対象取締役は、当社が予め指定する金融商品取引業者（みずほ証券）に、当社が指定する方法により、本割当株式を記載又は記録する口座を開設し、本譲渡制限期間中、譲渡制限の履行を担保するため、本割当株式を当該口座に保管・維持するものとし、対象取締役は、かかる管理に対し、異議なく服することに同意する。

(5) 組織再編等における取扱い

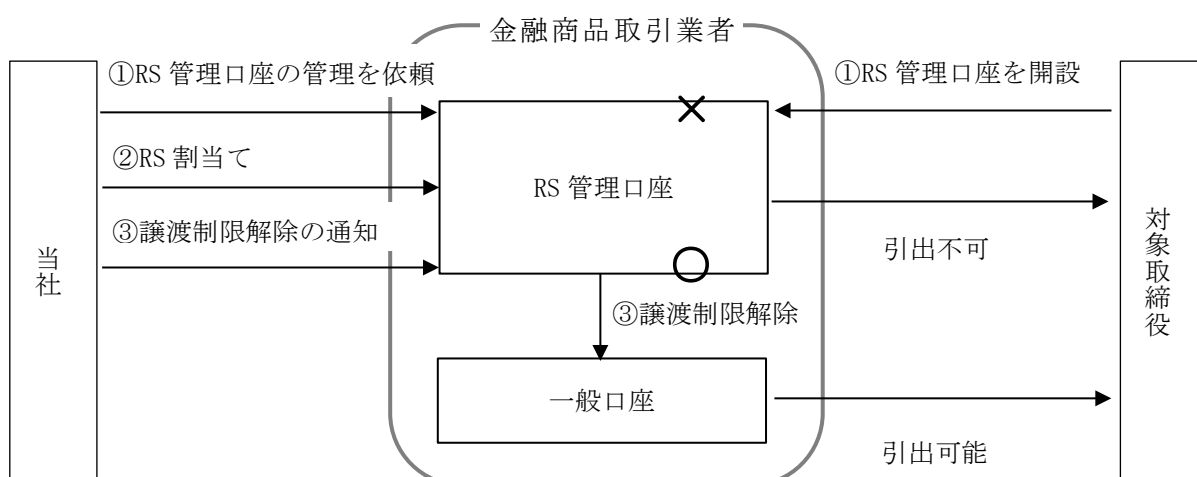
本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が、当社の株主総会（ただし、当該組織再編等について、法令上、当社の株主総会の決議による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）の決議により承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が本譲渡制限期間の満了日より前に到来する場合に限る。）には、取締役会の決議により、本払込期日を含む月から当該承認の日（以下「組織再編等承認日」という。）を含む月までの月数を 36（本譲渡制限期間の月数）で除した数に、組織再編等承認日において各対象取締役が保有する本割当株式数を乗じた株式数（ただし、計算の結果 1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする）について、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、各対象取締役が保有する本割当株式の譲渡制限を解除する一方、当社は、対象取締役が保有する残りの本割当株式の全部を無償で取得する。

6. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本新株発行は、本制度に基づき、譲渡制限付株式報酬を付与するために支給する金銭報酬債権を出資財産として行われるものです。

発行価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、平成 29 年 7 月 14 日（当該発行に係る取締役会決議の日の前営業日）における東京証券取引所 JASDAQ における当社の普通株式の終値である 412 円としております。これは、当該発行に係る取締役会決議の日の直前における市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

（ご参考）【本制度における譲渡制限付株式（RS）の管理フロー】



※譲渡制限が解除されなかった RS は、当社が無償で取得します。